

# 官報号外 令和三年四月九日

## ○第二百四回 参議院会議録第十四号

○議長(山東昭子君) 令和三年四月九日

午前十時開議

○議事日程 第十四号

午前十時開議

第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海上交通安全法等の一部を改正する法律

案(内閣提出)

第三 濱戸内海環境保全特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。  
日程第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長森屋宏さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[賛成者起立]

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま

す。

（賛成者起立）

○議長(山東昭子君) 令和三年四月九日

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

午前十時開議

[森屋宏君登壇、拍手]  
○森屋宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定めようとするものであります。

委員会におきましては、ストーカー事案の規制対象を再検討する必要性、文書の連続送付規制の具体的な内容、被害者支援及び加害者対策の更なる強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

（賛成者起立）

○議長(山東昭子君) 日程第一 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長江崎孝さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]  
○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

（賛成者起立）

○議長(山東昭子君) 令和三年四月九日

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

午前十時開議

[江崎孝君登壇、拍手]  
○江崎孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点から船舶交通がふくそうする海域にある船舶に対して海上保安庁長官が適切な方法による錨泊、当該海域からの退去等の措置を講ずべきことを勧告し又は命令することができる」ととともに、海上保安庁以外の者による海上保安庁の管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、いかりを投じたまま船舶が流れ发生する走錨事故の防止対策の現状と取組、船舶に対する湾外避難の勧告における実効性の確保、航路標識の損傷被害への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

（賛成者起立）

○議長(山東昭子君) 日程第三 濱戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。環境委員長浜博行さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]  
○議長(山東昭子君) 令和三年四月九日

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

午前十時開議

[長浜博行君登壇、拍手]  
○長浜博行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、瀬戸内海における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保を図るために、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定め指定対象の拡充等の措置を講じようとするもので

よつて御承知願います。  
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(山東昭子君) 令和三年四月九日

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

午前十時開議

[長浜博行君登壇、拍手]  
○長浜博行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、瀬戸内海における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保を図るために、関

係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定め指定対象の拡充等の措置を講じようとするもので

令和三年四月九日 參議院會議錄第十四号

あります。

委員会におきましては、気候変動の観点を基本理念に追加した理由、栄養塩類管理制度創設の意義及び実効性、自然海浜保全地区の指定対象に再生された藻場、干涸を追加した理由及びその効果、瀬戸内海における漂流ごみ等の対策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんのお立を求めてます。  
〔賛成者起立〕

午前十時九分散会

議員	長	議員	長
伊藤	武田	小川	山東
岳君	良介君	敏夫君	昭子君
岩渕	吉良よし子君		
友君			

柳ヶ瀬裕文君	紙	智子君	田村	智子君
大門実紀史君	山下	芳生君	市田	忠義君
	清水	貴之君	石井	章君
	市田	忠義君	松沢	成文君
	音喜多	駿駿君	梅村	みづほ君
	梅村	みづほ君	安江	伸夫君
	音喜多	駿駿君	高橋	光男君
	梅村	みづほ君	石井	苗子君
	音喜多	駿駿君	竹内	真二君
	梅村	みづほ君	高瀬	弘美君
	音喜多	駿駿君	河野	孝江君
	梅村	みづほ君	伊藤	隆治君
	音喜多	駿駿君	矢倉	克夫君
	梅村	みづほ君	横山	政人君
	音喜多	駿駿君	若松	謙維君
	梅村	みづほ君	浜田	昌良君
	音喜多	駿駿君	山本	香苗君
	梅村	みづほ君	秋野	公造君
	音喜多	駿駿君	松川	るい君
	梅村	みづほ君	江島	潔君
朝日健太郎君	中西	哲君	山口那津男君	

三浦	靖君	元榮太一郎君	谷合	西田	岡田	小池	浅田	片山	山添
佐藤	啓君	健治君	片山虎之助君	竹谷とし子君	石川 博崇君	新妻 秀規君	鈴木 宗男君	倉林 明子君	大介君 拓君
		中西	正明君	実仁君	直樹君	邦彦君	正士君	井上 哲士君	
			久武君			勝君		東 徹君	
			平木 大作君						
			柴田 巧君						
			佐々木さやか君						
			杉 久武君						
			梅村 聰君						
			塩田 博昭君						
			下野 六太君						
			三浦 信祐君						
			高木 かおり君						
			宮崎 熊野						
			鈴木 錦木						
			室井 邦彦君						
			小池 晃君						
			浅田 均君						
			倉林 明子君						

山田 太郎君  
三木 宮本 周司君  
赤池 羽生田 俊君  
舞立 昇治君  
石田 昌宏君  
高階 恵美子君  
上野 通子君  
藤井 基之君  
松村 祥史君  
宇都 隆史君  
松村 有村 治子君  
櫻井 充君  
野上 浩太郎君  
寺田 静君  
橋本 聖子君  
安達 澄君  
加田 裕之君  
藤木 真也君  
進藤 金日子君  
吉川 ゆうみ君  
山下 雄平君  
堂故 茂君  
高橋 克法君  
北村 経夫君  
長谷川 岳君  
森 まさこ君  
水落 敏榮君  
牧野たかお君

宮島	喜文君	三宅	伸吾君
馬場	成志君	森屋	宏君
渡辺	猛之君	石井	正弘君
山谷えり子君	祐介君	中西	哲郎君
野村	磯崎	大家	敏志君
岩井	仁彦君	山谷えり子君	昌司君
丸川	増子	西田	信介君
松山	須藤	大野	俊男君
政司君	元氣君	豊田	浩郎君
平山佐知子君	岩本	長峯	泰正君
珠代君	剛人君	阿達	俊郎君
輝彦君	清水	雅志君	房江君
茂樹君	眞人君	修路君	大田
	雅之君		西田
			末松
			青木

二之湯	智君	高良	鉄美君	世耕	弘成君	高良	伊波	洋一君	武見	敬三君	渡辺	喜美君	宮崎	雅夫君	自見はなこ君	青山	繁晴君	和田	政宗君	今井繪理子君	滝波	宏文君	高野光二郎君	上月	良祐君	島村	大君	佐藤	正久君	藤末	健三君	水岡	俊一君	松下	新平君	片山さつき君	尾辻	秀久君	浜田	聰君	林	芳正君	鶴保	庸介君	岸	真紀子君	小沢	大我君	横沢	高徳君	勝部	賢志君	由佳君
-----	----	----	-----	----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	--------	----	-----	--------	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	----	---	-----	----	-----	---	------	----	-----	----	-----	----	-----	-----

中川	雅治君	岡田	関口
嘉田由紀子君	ながえ孝子君	本田	昌一君
高橋はるみ君	高橋はるみ君	小川	岡田 広君
山田	克巳君	山田	宏君
足立	敏之君	足立	敏之君
柘植	芳文君	柘植	芳文君
滝沢	求君	滝沢	求君
古賀友一郎君	古賀友一郎君	古川	俊治君
佐藤	信秋君	酒井	庸行君
山本	順三君	山本	順三君
福岡	資麿君	猪口	邦子君
金子原二郎君	金子原二郎君	衛藤	晟一君
中曾根弘文君	中曾根弘文君	山崎	正昭君
田島麻衣子君	田島麻衣子君	小沼	巧君
石垣のりこ君	石垣のりこ君	杉尾	秀哉君
打越さく良君	打越さく良君	森屋	裕人君
森屋	隆君	木戸口英司君	木戸口英司君

官 報 (号 外)



官 報 (号 外)

置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)  
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)  
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)  
同日委員長から次の報告書が提出された。

の実情に鑑み、相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定めようとするものであつて、妥当な措置と認

四 多様化するストーカー事案に早急に対応するため、警察がこれまでに対応したストーカー事案の分析及び検証を行い、その結果、現行の規制では対応できない事例が確認された場合には、法制度面も含め速やかに必要な見直しを行ふこと。

ストーカー行為等の規定を改正する法律案

。法律案為等の規制等に関する法律の一  
二十六日 内閣總理大臣 菅 義偉

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一號)審査報告書  
海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第四九號)審査報告書

なお別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行のため、別に費用を要しない

法律案(閣法第四三号)審査報告書  
　　同日議員から次の質問主意書が提出された。  
　　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する特別措置法の

を政令で定めるに際しては、科学技術の進展に機動的に対応した内容となるよう配慮するととも

審査報告書

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一  
部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年四月八日

録・送信装置の取付け等に関する承諾の撤回に  
相手方が応じない場合等については、後に重大な被害へとつながるおそれがあるため、ちゅうちょすることなく警察等へ相談するよう周知すること。  
併せて、警察において相談に対し適切に対応する体制を整え、その旨についても周知すること。

一 禁止命令等を書類の送達で行うことにより、  
従来の直接交付の場合に比べて迅速な対応が困難となる事案も生じうることから、犯罪抑止効果が弱まるのではないか、十分留意するこ

令和三年四月九日 参議院会議録第十四号



「第四十条第一項」に、「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

第二十六条第一項中「発生により」を「発生により、」に、「を航行する」を「において航行し、」に改める。

第五十条中「第四十七条第四号から第六号まで又は前条第三号」を「第五十一条第二項又は前条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十九条第一号中「第三十二条」を「第三十六条」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 第四十一条第六項又は第四十一一条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条を第五十三条とし、第四十八条を第五十二条とする。

第四十七条第二号中「又は第三十五条」を「第三十二条第一項又は第三十九条」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第七号中「第三十六条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条第一項又は第三十九条」を「第三十六条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第三号中「第三十六条第六項」を「第四十条第六項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十九条第一項を「第四十三条规定」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の二項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定に違反したとき。  
二 第四十一条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

三 第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第三項の規定による海上保安庁長官

の処分に違反したとき。

第四十七条を第五十一条とし、第四章中第四十六条を第五十条とし、第四十五条を第四十九条とする。

第四十四条中「又は第三十五条」を「第三十一条第一項又は第三十九条」に改め、同条を第四十八条とし、第四十三条を第四十七条とし、

第四十条から第四十二条までを四条ずつ繰り下げる。

第三十九条第一項ただし書中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、第三章中同条を第四十三条规定とする。

第三十八条第一号中「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第十一号中「第三十六条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第三号中「第三十六条第六項」を「第四十条第六項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条第八項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十条とし、第二章第八節中第三十五条を第三十九条とし、第三十四條を第三十八条とする。

第三十六条第八項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十条とし、第二章第八節中第三十五条を第三十九条とし、第三十四條を第三十八条とする。

第三十七条第六項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十六条第八項中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十一条とし、第二章第八節中第三十五条を第三十九条とし、第三十四條を第三十八条とする。

第三十三条第二項中「第三十五条」を「第三十九条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二條を第三十六条とする。

第二章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の二節を加える。

#### 第八節 異常気象等時における措置

(異常気象等時における航行制限等)

第三十二条 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象(以下「異常気象」といふ)により、船舶の正常な運航が阻害されることがあり、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第三十三条 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることがあり、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聽取するための情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報提供する期間は、海上保安庁長官がこれを公示する。

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合に



による処分に違反したとき。

第四十九条第一号中「第二十二条、第二十二

に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「第二十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、

同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項中「第十条」を「第九条」に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「第十四条」

第一項に改め、第七章中同条を第五十条に

し、第四十七条を第四十九条とする。

による港長等の職權の代行)」を付し、同条文

第一項、第二十二条、第二十五条」を「第六条、

第九条 第十四条 第二十一条第一項 第二十一

第四十二条、第四十三条第一項並びに第四十四

する第十条」を「準用する第九条」に改め、同条

項を加える。

海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十一条第一項第二号の規定により同項に規定する

る海域からの退去を命じ、又は同条第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの地域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるとき

令和三年四月九日 参議院会議録第十四号 海上交通安全法等の一部を改正する法律案

は 当該港が特定港である場合にあっては当該特定港の港長に代わつて第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合にあつては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を行ふものとする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条を第四十七条とする。

第四十四条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第四十六条を「第四十八条第二項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十六条」を「第四十八条」に改め、同条を第四十六条とし、同条第二項」に改め、同条を第四十五条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第四十三条中「第十条、第二十六条、第二十九条」を「第九条、第二十五条、第二十八条」に改め、同条を第四十五条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十三条 港長は、異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(小型船及び汽艇等以外の船舶であつて、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国

土交通省令で定める区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報を提供する期間は、港長がこれを公示する。

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第四十四条 港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で

2 潜長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(航路標識法の一部改正)

第三条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の変更」の下に「(第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。)」を加え、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)

第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する区域

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項において同じ。)の区域

令和三年四月九日  
参議院会議録第十四号  
海上交通安全法等の一部を改正する法律案

—

三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合、当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定す  
る区域

四 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百

十五号)第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合、当該情報の提供が行われている同項に規定する海域五、海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この号及

び第二十二条第一項において「非常災害発生周知措置」という。)がとられている場合、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいふ。第二十二条第一項において同じ。)

4 海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。

5 第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十三條第十項中「第五条第三項」を「第五条第六項」に改める。

十七年法律第百十五号)第三十三条第一項に規定する」及び「(以下この項において「非常災害発生周知措置」という。)」を削り、「同条第二項」を「海上交通安全法第三十七条第二項」に改め、「同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。」及び「(港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第三条第三項に規定する指定港をいう。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

の設置及び管理（第三条—第十四条）を「第三節 航路標識協力団体第七条—第十一条」を「第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置 雜則（第二十二条—第二十五条）」及び管理（第十一条—第二十一条）に、「第十七条—第二十一条」を「第二十六条—第三十条」に、「第四章 雜則（第二十二条—第二十六条）第五章 罰則（第二十七条—第三十一条）」を「第四章 航路標識に関する費用（第三十一—第六章 雜則（第三十五条—第四十一条）罰則（第四十一条—第四十五条）」

第一項」を「第二十三條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同條第五号中「第十四條第二項」を「第二十三條第二項」に、「者」を「とき」に改め、同條第六号中「第十七條第二項」、「第十八條第二項」又は「第十九條第二項」を「第二十六條第二項」、「第二十七條第二項」又は「第二十八條第二項」に、「者」を「とき」に改め、同條第七号を削り、同條第八号中「第二十一条」を「第三十条」に、「者」を「とき」に改め、同号を同條第七号とし、同條に次の一項を加える。

円以下の罰金に処する。

第二十九条を第四十三条とする。

第一條に見出しとして「(航路標識の設置及び  
管理の原則)」を付する。

第三十一条中「第五条第三項」を「第十三條第三項」に、「第十三条第十項」を「第二十一條第十九項」に、「第十三条第九項」を「第二十一條第九項」に、

項に改め、同条を第四十五条とする。  
第三十条中「前三条（前条第七号を除く。）」を  
「第四十一条、第四十二条又は前条第一項」に改  
め、同条を第四十四条とする。

第二十九条中「該当する」の下に「場合には、  
その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第

第十項に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に、

「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第十三条第二項本文」を「第三十一条第二項本文」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第十四条

る

目次中「第二条」の下に「—第六条」を加え、



め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三条第一項を「第十一條第一項に改め、同号を同条第三号」とし、同条に次の一号を加える。」  
四 第十一條第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。  
第九条を第十七条とし、同条の前に見出しこして「措置命令等」を付する。  
第八条第一項中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に、「第四条第一項第一号」を「第十二條第一項」に、「第四条第一項第一号」を「第十二條第一号」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に、「第四条第一項第三号」を「第十二條第三号」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第十五条とする。  
第六条中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条第三項中「第三条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同項第一号及び第五号中「第二十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第六項中「第三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十三条规定する。

第四条の見出しを「(許可の基準)」に改め、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。  
第三条第一項中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十一條とする。  
第二章第二節を同章第三節とする。  
第二条の次に次の四条及び一節を加える。  
(工事原因者の工事の施行等)

第三条 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識(以下「管理航路標識」という。)に関する工事以外の工事(以下この条及び第三十三条において「他の工事」という。)又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為(以下この条及び第三十三条において「他の行為」という。)によって必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を當該他の工事の施行者又は當該他の行為の行為者にさせることができる。

第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を當該海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に關する工事等の承認)

第五条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。

第六条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画

四 その他国土交通省令で定める事項  
(承認の基準)

二 第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者  
三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者

該当する場合においては、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 管理航路標識に関する工事のためやむをなけばならない。  
一 当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。  
二 当該管理航路標識に関する工事又は當該管理航路標識の維持の実施計画又は當該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障がないこと。  
二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
一 管理航路標識に関する工事のためやむをなけばならない必要が生じた場合  
二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
三 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ぜべき者(以下この項において「義務者」という。)を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はそこの命じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置実施者」という。)に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないとときは海上保安庁長官又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。  
第二節 航路標識協力団体  
(航路標識協力団体の指定)

二 第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに

官 報 (号外)

航路標識協力団体として指定することができ

る。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
(航路標識協力団体の業務等)

第八条 航路標識協力団体は、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をする

二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行ふこと。

四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理

航路標識の維持(第四条第一項ただし書に規定するものを除く。)をしようとするときは、

当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の

実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。

3 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があつたものとみなす。

(監督等)

第九条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第十条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三条及び第四条の規定による改正後の航路標識法の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二項第二十号中「第四十三条」を「第四十五条」に、「第二十一条第一項」を第二十一条第一項に改める。

第三十六条 第四項中「第四十三条」を「第四十五条规定」に改める。

第十一条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体

に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年四月八日

(施行期日)

附 則

参議院議長 山東 昭子殿

環境委員長 長浜 博行

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るために、関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を定めることがで

きる制度を創設し、当該計画に即して栄養塩類の増加に必要な措置を実施する工場又は事業場に対する水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例等を定めるとともに、自然海浜保全地区の指定対象の拡充等の措置を講じようとするものであります。妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩

審査報告書

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案





に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めるものとする。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に、「者」を「とき。」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (政令への委任)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。